



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





アスベスト建材企業は、一刻も早い謝罪と全面解決を

建設アスベスト企業訴訟全国一斉提訴

6月7日、建設アスベスト被害者・遺族の計190人が、20社を超える建材メーカーに対し損害賠償を求める新しい裁判を、全国10の地裁にいっせいつ提訴しました。

昨年5月の国の責任を認めた最高裁判決を受け、「建設アスベスト給付金制度」の創設という大きな成果を獲得し、全国で和解が進んでいます。しかし、裁判で断罪された建材メーカーは、救済制度に参加しないばかりか、和解に際して真摯な謝罪の姿勢さえ示そうとしていません。

「心からの謝罪を」

東京地裁前では、11時から集会が行われました。建設アスベスト全国統一本部からの報告や全建総連からの連帯あいさつのあと、東京訴訟原告の利根山仁志さんは、多くの支援者の前で訴えました。利根山さんは、1985年ごろから建物の改修工事に携わる会社に転職。防じんマスクを付けずに耐熱用の建材を切る作業をしたと言います。扱っていた建材にアスベストが含まれていることは知らされていませんでした。利根山さんは「建材メーカーが、今も争う姿勢を崩していないことに憤りを感じる。被害者の切実な声を訴訟で訴えていく」と力強く語りました。シュプレヒコール、「団結ガンバロー」を行い、入廷する原告・弁護団を激励しました (写真)。

決意を固めあい

午後からは、星稜会館にて提訴報告支援集会が行われました。全国統一本部の石川政彦副本部長(首都圏建設ユニオン)は、訴訟の目的を「建材メーカーの責任を更に明確にし、心からの謝罪を行わせること、そして勝訴することで、救済制度に参加させること」と改めて訴えました。

続いて井上聡弁護士共同代表が、「建設アスベスト訴訟の到達点と新訴訟提訴の意義」と題して報告を行いました。井上弁護士は建設アスベスト訴訟の14年間の経過と成果を報告。その上で、残された



課題を提起しました。国の給付金制度による被害補償は実際の被害の半分にとどまること、本来、責任を負うべきは「アスベスト建材が危険であることを知りながら、長年、製造販売し続けてきた建材メーカーであり、責任を負うべき建材メーカーを国と同じく負担者に組み込むことは不可欠」と強調しました。

しかし、最高裁判決後もメーカーの態度はまったく不誠実です。井上弁護士は「給付金制度に参加するよりも裁判を続けて負けたら支払う方が『得』という態度を変えさせるに、『このまま裁判で争い続けるとメーカーの存亡にかかわるという世論』を構築していこう」と訴えました。

逃げ切りは許さない

これまでの首都圏1～3陣の原告からも激励のあいさつが行われました。東京原告の吉田重男さんは (2面につづく)

〈今月号の記事〉

1面つづき／第3回理事会報告……………	2面
第1回「季刊誌」読者サロン……………	3面
各地・各団体／中国・四国ブロック、神奈川、京都、北九州、静岡、埼玉……………	4・5・6面
MIC女性連絡会セクシャルマイノリティ学習会／私の1冊……………	7面
令和3年労働災害発生状況……………	8面

兄弟が次々とアスベスト関連疾患を発症し、本人も2011年に発症しました。「1970年頃から魔法の材料と言われノザワの建材を使ってきた。つぐなうことは当たり前」と語気を強め、千葉原告の川本陽子さんは「企業の逃げ切りは許さない」と訴えました。

利潤最優先の企業責任は重い

会場に参加していた新しい原告が紹介され、決意表明が行われました。全国連絡会からは清水謙一事務局長が報告。「法定内外であらゆる方法で“企業は責任を果たせ”の声を上げ抜いていきましょう。国との基本合意で確認された、全国連絡会と国との協議が6月14日行われます。政府、メーカーが補償制度に参加するように責任をもって働きかけるよう交渉していく。(提訴後の) 記者会見でも積極的

な質問が出されている。世論を大きくつくり、早期に勝利を勝ちとってほしい」と訴えがありました。



井上聡・弁護団共同代表

建設アスベスト給付金法の改正を求める署名・紹介議員の獲得が秋の臨時国会にむけて提起されています。アスベストの危険を隠して利潤追及を最優先したメーカーの責任は国よりも重い。一刻も早い謝罪と救済を求めます。(全国センター 岡村やよい)

第3回理事会

一単産担当者会議を8月に開催

6月1日、第3回理事会を開催しました。会場・リモートをあわせて、出席は28人でした。清岡副理事長が議長を務めました。

情勢の関係では、建設アスベスト給付金の支給が330件となったこと、昨年の最高裁判決を受けて、一人親方の保護について、労働安全衛生法の11省令について改正が行われたこと、石綿救済法「特別遺族給付金」などの請求の時効を10年間延長する法案を自民・公明が準備していることなどが報告されました。精神障害の労災認定基準の専門検討会は、5月30日に第4回が非公開で行われています。

協議事項では、「石綿救済法の抜本的な改正を求める要請書」について提案され、文章上の整理を行った上で環境省あてに提出していくことを確認しました。また、単産担当者会議について、コロナ感染症による後遺症や労災への対応、カレッジについての討議を中心に8月に行うことで日程を調整していくこととしました。

地方センター交流集会は10月1日に開催の方向で準備を進めます。

「『職場における化学物質管理等のあり方』についての意見書」は、季刊誌91号に掲載したものを抜き刷りの冊子として産業衛生学会・技術部会フォーラムで配布。さらに普及を図ります。次回の季刊誌読者サロンでもテーマとしてとりあげ、「意見書」を学習し全労働の声明、また化学工場からの実態報告を行います。

第2回季刊誌読者サロン

大丈夫?!「今後の化学物質のあり方について」—今、安全を考えよう—

日 時 7月30日(土) 13時~16時

報 告 久永直見先生(愛知学泉短期大学・いの健化学物質と健康研究会)

参加方法 メールで前日までのご連絡を。

ZoomURLをお知らせします。

問い合わせ info@inoken.gr.jp

働くもののいのちと健康を守る

北陸セミナー

日 時 7月30日(土) 14時~16時30分

会 場 金沢勤労者プラザ 405研修室

講 演 過労死を考える家族の会

講師 阿部宏美さん

パネルディスカッションと質疑

当日はリモート併用。

連絡先 「いの健」石川センター 川上まで

TEL: 076-231-3199

近畿ブロック

第12回「はたらくもののいのちと健康を守る学習交流会」

日 時 7月31日(日) 13時30分~16時30分

会 場 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ

参加費 1000円

講 演 「コロナ禍のハラスメント メンタルヘルス対策の強化を」

講 師 阿部眞雄氏(産業医)

特別報告 「川崎重工中国出向エンジニア過労死事件の闘い」

連絡先 京都総評 TEL: 075 (801) 2308

「つながらない権利」を考えよう!

第1回「季刊誌」読者サロン

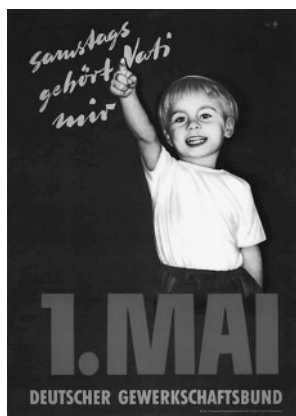
5月24日、第1回季刊誌の読者サロンを開催。25人が参加しました。テーマは「つながらない権利を考えよう」。季刊誌91号(5月25日発行)に同テーマで執筆いただいた大重光太郎・獨協大学教授にメイン報告をお願いしました。

ドイツの労働時間規制の制度的枠組み

大重氏の報告は、「つながらない権利」について、「労働時間規制をめぐる大きな流れを振り返ってその中で位置づけていきたい」と問題提起。ドイツにおける労働時間短縮規制の長い歴史を解説しました。大重氏によると、ドイツの労働時間規制の制度的枠組みは「法律」「集団の労使関係」(産業別労働協約、事業所協定)、個別の労働契約があり、「産業別労働協約」は実際の労働時間規制に最も大きな効果を持っています。就業者の年間労働時間をコロナ前の2019年で比較すると、日本=1644時間、イギリス=1537時間、ドイツ=1383時間と日本とドイツでは1日8時間換算で32日分の差になります(JILPT「データブック国際労働比較2022」)。

スタートは「土曜のパパは僕のもの」

金属労働組合(Gメタル)の時間短縮闘争をみると1950年代のスローガンは「土曜のパパは僕のもの」でした(写真下)。80年代になると「労働の人間化」がテーマとなると同時に「ワークシェア」による失業とのたたかきも進みました。1995年からは金属産業で週35時間労働の完全実施となり他産業にも広がっていきました。そして、同時に導入



された制度が「労働時間口座制度」(所定労働時間外の労働時間を貯蓄しておき好きな時に休める制度)です。2000年代以降にもIGメタルでは、週32時間を呼びかけましたが広がらず、ワークライフバランスの観点からの労働時間の柔軟化に

「リモートワークの権利」も

近年の動きでは、2020年4月に労働社会大臣が



「リモートワークの権利」を法制化することを提唱し、そこには労働時間管理、健康管理が書き込まれることになっています。

また、コロナ禍でのエッセンシャルワーカーの過密・長時間労働も問題となっていました。2022年5月には、福祉・保育ワーカーの新しい協約が結ばれ保育士130€、福祉ワーカーには180€の賃上げが行われ、有給も2日増となりました。

つながらない権利

「つながらない権利」(right to disconnect/Recht auf Nichterreichbarkeit)とは、デジタルツールによって労働時間以外に仕事に関する連絡を受けない権利ですが、内容的には「つかまらない権利、つなげられない権利」であり、本来であれば終業時間以外の指示や連絡はできないと大重氏。欧州では、フランス、イタリア、ギリシャなどでは国内法で規制、ドイツでは企業レベルでの取り組みが進んでいます。

参加者からは、アルバイトにも土日に関線で連絡がくる、休み明けの仕事の指示がメールでひっきりなしにくる状況などが報告され、業務とプライベート時間の切り分けが困難になっていることの深刻さが明らかになりました。

労働時間厳守の職場文化を

結びとして、大重氏は「つながらない権利」を掲げること、職場での長時間労働や不払い労働をなくしていくこと、在宅労働における仕事と余暇の切り分けをつくることをあげ、「労働時間を厳守するという職場文化」を、労働者のつながりで作っていくことが「つながらない権利の保障」になると語りました。

次回、読者サロンは7月30日(土)13時から行います(2面参照)。

(編集部)

各地・各団体のとりくみ

神奈川

職場に「安全衛生委員会」の確立を
第24回定期総会

いの健神奈川センターの総会は5月28日(土)29人(会場20人、リモート9人)が参加で開催しました。

竹内裕哉会長は「平和憲法で、戦争しない世界と日本をつくろう」「コロナ禍で経済的困窮者が増加。いのちと暮らし、健康を守るとりくみで、政治を変えるために、共に頑張ろう」と挨拶しました(写真)。

第1部は、永田亮弁護士(神奈川過労死対策弁護団事務局長)が「過労死問題の状況ととりくみ」と題して特別報告を行い、過労死防止法制定以降の被災者・弁護団・支援団体のたたかいで前進した事例などを紹介し、過労死の根絶にむけ、現場の労働環境の監視、SOSを受け取れる相談体制、政治への呼びかけ、労災・裁判での救済確保をつうじて、一緒に社会を変えていこうと訴えました。

第2部の総会では、勤務表を改ざんして長時間・過重労働を強いられ精神障害になった事案や、ハラスメントによる精神障害者を使用者・産業医が結託して解雇し、いずれも所属労組が支援しない事例などが紹介され、職場に「労働安全衛生委員会」を確立す

ることの重要性が強調されました。

討論では、7人が発言しました。

医労連「国・県にたいする運動で支援措置が若干前進。

ハラスメントのSOS相談が増加」。神障教組「現場管理職は、文科省→県教委→学校の指示待ち。副校長が委員長の衛生委員会も形骸化」。県職労連「コロナ・豚熱処分対応で、過労死ライン超の災害時ワークルールを改定させ、パワハラ過労自死裁判の和解で過重労働改善対策を実現」。神奈川土建「コロナのクラスター現場は、工期にあわせて過密日程。重層の下請け構造のもとでの働き方改革には、適正な単価・工期の積算が必要」。全労連全国一般「100時間超の36協定違反に、36協定不締結を表明」。建設アスベスト原告団「国との和解がすすみ、給付金も支給。建材メーカーにたいするたたかいを継続」。損害賠償裁判原告「事業主の安全・労務管理のずさんさを明らかにし、和解が成立」の報告がありました。(神奈川センター 鈴木信平)

中四国
ブロック楽しく生きること、働くことを大切に
第15回中四国ブロックセミナー

第13回「働くもののいのちと健康を守る中四国ブロックセミナー」は、6月4・5日広島市内で開かれ、2日間でオンライン59人を含め127人が参加しました。

記念講演は2本。日本地質学会員の越智秀二さんが「かけがえのない命・150億年の旅」と題して講演。「宇宙が150億年前に、太陽系・地球は46億年前にできた。地球に生が生まれ人間が出現したが、それは宇宙で作られた物質で構成され人はこの長い宇宙の子と言える。今も不条理な戦争で多くの命が危機にさらされ核兵器使用の危機もある。人類の英知を結集し戦争を起こさないことを強く願う」と話しました。

埴田和史さん(びわこリハビリテーション大学教授・働くもののいのちと健康を守る全国センター理事長)は「生きること、働くことを、過労死裁判を通じて考える」と題して講演。「病院勤務で頸肩腕症障害、過労死などの事案に取り組んできた。労基法で労働条件は『人たるに値する生活を営む必要を充たすべき』とあるが、実態は大きく乖離し、医師

や福祉労働者、教師をはじめとして、睡眠を削り長時間、過重労働を強いられている。過



オンライン参加者に手を振る会場参加者

労死認定基準も過労死ラインまで容認するような内容だ。スウェーデン留学では、人生を楽しく生きること、そのために働くという状況を体験した。被災した人の苦しみや悲しみを共有し、その防止を求める運動が大切だ。」と話されました。1日目は3つの争議への支援の訴えで終了。

2日目は5つの分科会①「じん肺・アスベスト」、②「夜勤交替制・長時間労働」、③「労働安全衛生活動」、④「メンタルヘルス」、⑤「女性の健康と働き方」を実参加とオンライン併用で行いました。

「仕事を続けていくために、自分の職場だけでなく、他の職場での働き方に学んでいくことが大切だと感じた」「これからを担う若者たちの負担が減るよう私たちが社会を変えたいと思った」などの感想もあり、今後の活動に元気の出る研修会となりました。(広島センター 門田勇人)

各地・各団体のとりくみ

京 都

職場での労安活動家の育成

第29回労安学校

5月28日、第29回京都労働安全衛生学校がラポール京都で開催されました。職場での労安活動家を育成する一環で、京都総評といの健京都センターが共催しています(写真)。

今年は、会場参加を中心にオンラインも併用しながら、20人の参加で14人が全講義を受講しました。

第1講義は「労災補償の認定基準改定と、申請・認定の取り組み」を全労働の滝本豊晴氏を講師に行いました。午後からの第2講義は「コロナ禍での安全衛生活動と職づくり」と題して、具体的な職場でのコロナ対策を中心に、全労働の山田英輔氏が講師を務めました。第3講義は「コロナ禍のメンタルヘルスとハラスメント対策」を、メンタルサポート京都の飛驒佳美氏が講義しました。

第1講義は、最近の労災補償制度改定について、脳・心臓疾患の労災認定基準の改正など4点の改定内容の説明がありました。脳・心臓疾患の労災認定基準は、基本的な考え方は旧認定基準と変更はないとしながら、「労働時間と労働時間以外の負荷要因

を総合的に評価する」と新たに加えられた負荷要因を5点にわたって説明しました。しかし、労働時間が過重負荷の主たる要因として評価されると強調しました。

第2講義は、職場でのコロナ感染症対策の基本的対処方針の説明から入り、取り組みの5つのポイントが実施されているか確認することが重要だとしました。そして、感染防止対策の実践例や、感染者が出た時の対応、労災認定について言及しました。

第3講義は、コロナ禍のメンタルヘルスの状況について説明し、その対策についてもストレスチェックを有効活用することを強調しました。次に、中小企業にも事業主にハラスメント対策が求められることが詳しく説明されました。

(京都センター 新谷一男)



北九州

6年ぶりに開校

第4期「ROUAN 塾」

北九州労健連は、労働安全衛生の活動家育成を目的とした「ROUAN 塾」を4月23日に開講しました。今期の開催が4期目で12月までに計6回の講座を予定、受講生38人が登録しました。

開講講座(第1課)のテーマは「労働安全衛生活動に取り組む重要性和心構えを学ぶ」で、永野忠幸労健連議長(北九州市職労)が「一人の死亡労災事故から始まった私の労安活動～いのちより大切な仕事はありません～」を講演(写真)。永野議長は、仲間を事故で失った苦い経験から始まった労安活動への特別の思いに触れながら、取り組みの重要性を強調し、その心構えについて講演しました。当日は講演にあわせ永野議長へのインタビューを録画で準備。労安活動とともに、ディーセントライフを实践する趣味の農作業や花づくりのこと、ロシアのウクライナ侵攻の問題や平和への思いをききました。講演を聴いた塾生からは「労働安全衛生活動の重要性に気づかされた」「普段の労働環境に潜むリスクを無くしていく事が労働安全衛生活動の役割であるとあらためて感じた」などの感想が寄せられました。

講演後にはグループディスカッションを実施。「様々な職種の方と意見交換ができた楽しかった」と

の感想が出され、充実した企画となりました。

第2課は5月18日の18時から「職場におけるハラスメント対策」をテーマに行いました。企画では「ハラスメントを防ぐために」と題し六本松総合法律事務所の井下顕弁護士に講演をお願いしました。ハラスメントに関する法律的な位置づけや今日的な動向、職場で起こる身近なハラスメントを防止するために気を付けることなどをききました。グループディスカッションでは、日常職場で起こりがちな事例をクイズ形式で出題しハラスメントにあたるか否かを議論。各班での議論も盛り上がり、たいへん好評な企画となりました。

(北九州労健連 日高琢二)



各地・各団体のとりくみ

静岡

職場でハラスメントを如何に防ぐか
天笠崇医師講演会

6月5日、天笠崇医師（静岡社会健康医学大学院大学准教授）を招いて「職場でハラスメントを防止するために」の講演会を行いました。会場、オンライン併せて約40人の参加でした。安健センターと県評労働相談部と連携し、職場でのハラスメントで精神疾患を患う人の相談増に対して、職場で如何に防ぐかという切実な声に答えて計画しました（写真）。

講演は、ハラスメントの実例として「トヨタ社員自殺、高裁労災認定」事案において、労災認定後、トヨタ社長のパワーハラスメントをなくす宣言をしたこと、また、職場のいじめ・嫌がらせ円卓会議WGでは会社幹部の「全ての社員は家では自慢の娘・息子…会社のハラスメントなどで『うつ』に至らしめて…良いわけがない」という言葉など紹介されました。しかし、このような規範が守られるかどうかは現場の人の監視にかかっていることが強調されました。またうつ病について、診断基準や標準的な経過、「回復期は6割主義」が大事であること等が詳しく話されました。

講演会の後半は、ハラスメントやうつ病について事前に寄せられた13の質問について回答するという形で行われました。

“うつ病患者さんと話す時に気をつけるべきことは”“職場のパワハラ予防で組合は何ができるか”等々。これらの全てに丁寧な回答がありました。その中で、職場でカウンセラー的な話をするには少なくとも一定の安定期（寛解期）以降にすべきこと、本格的なりハビリ（復職を目指す）の開始は回復期以後であるべきで、体力、気力の回復とともに頭の働き、能力低下に対する回復が必要であることなどが指摘されました。またトラウマを解消する特別の手立てが必要なものもあり、医師の十分な指導の下で行う事が必要であると痛感しました。

会場には質問を寄せた青年労働者も参加。職場で悩んでいてもなかなか話すことができない労働者についてどうするかと、講師と直接やりとりする場面もありました。（静岡センター 相曽 茂）



埼玉

工夫を凝らして行動を

第23回総会

5月27日に、第23回働くもののいのちと健康を守る埼玉センター総会を、埼玉総合法律事務所で開催しました（写真）。

第1部記念講演で、NPO 法人医療制度研究会本田宏副理事長が「公的医療削減の今 ウクライナ戦争が社会保障に与える影響を考える」について講演。

本田先生は、「日本政府は『敵基地攻撃能力』を『反撃能力』と言い換え、軍事費をGDP比2%にしようとしている。戦争を起こして誰が得をするのか。公立・公的病院の再編・統合が問題になっている。再編・統合の理由は、病院の赤字と医師不足というが、それは政府がつくったもの。3月25日、都立病院独法化条例が可決されたが、マスコミはほとんど報道せず、多くの国民はその問題を知りません」と話しました。そして、「日本の政治は、税金集めるには熱心だが配るのは下手。『樹液を吸い取る』政治が続いている。ウクライナ問題を口実に軍備増強を行おうとしている。私は長年の医師としての経験から『自分だけ、自分の家族だけ、自分の会社や地域だけ、自分の国だけ幸せということは

不可能』と学んだ。日本の現実を直視して、あきらめずに工夫を凝らして行動していくことが、私たちに求められます」と話しました。



2部の総会では4団体から活動報告。①コープネットグループ労組からは勤務間インターバル調査について。店舗・宅配事業で働く職員計1万2814人を対象に11時間のインターバルが確保できているかを9月度の就労実績で調査しました。結果は、対象者中358人が延べ1121日、11時間の勤務間インターバルが取れていませんでした。また、②高教組から教職員の未配置・未補充問題について、③埼教組からは学校における働き方改革基本方針改定、④埼玉民医労から医療改悪法案、「2021年秋闘でのハラスメントアンケート」について報告がありました。提案した方針と役員が承認され、成功裏に終了することができました。

（埼玉センター 南 利之）

「性の多様性の授業—LGBTの実態と支援のあり方—」

M I C 女性連絡会主催春の学習会

5月18日、M I C女性連絡会主催春の学習会が、「いのち リスペクト。ホワイトリボンキャンペーン」代表の明智カイトさんを講師に「性の多様性の授業 L G B Tの実態と支援のあり方」をテーマに開催され、新聞労連や出版労連、民放労連などの仲間、25人以上がZOOM越しに熱心に学習しました（写真）。



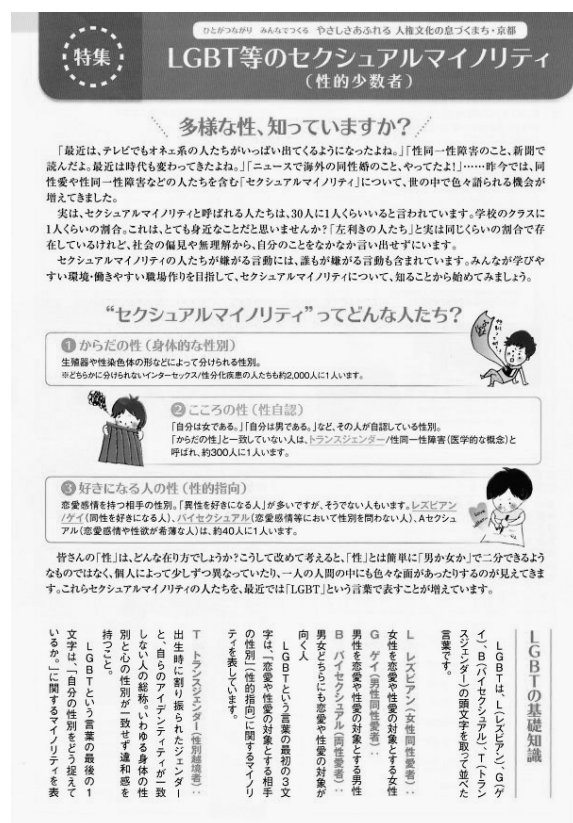
明智講師は、昼間は会社員として勤務する傍ら、自らセクシャルマイノリティであることを公表し、子どもや若者の「いじめ対策」「自殺対策」を中心に、積極的な情報発信や政策提言を行ってきました。

講座では、セクシャルマイノリティーはどのような人たちのことか、LGBTの人たちが置かれている状況を、調査結果などを示しながら説明しました。

LGBT当事者の多くは、高校生までに自身の性の在り方について自認すること、当事者は自身の性的指向について男子5割、女子3割が誰にも打ち明けないという結果が出ていることなどを紹介。打ち明けた時も、同級生や友達を注意深く選んでいて、教師や周囲の大人を選んだ生徒は1～2割でした。このような傾向から、大人からは当事者が見えにくくなり「LGBTの子供たちは身近にはいない」という誤解が生じていることを指摘しました。

安心できる職場づくりを

加えて、自身の性別に違和感を持っている男子がいじめを受けている率の高さを指摘。その深刻な影響として、いじめや暴力を受けた男子の3割が自殺を考えたことがあると紹介し、学生時代にこのような経験をして社会人になっている人たちが、安心で



きる職場をつくることが大切だと訴えました。

日常生活でも、ホモやおかまなどの差別的な用語を当事者が耳にすると傷つくので、ホモではなくゲイ、おかまではなくトランスジェンダーと単語の意味をよく理解して使う事の大切さを強調しました。「言葉遣い一つで印象が全く異り、相手を傷つけることなく会話や活動をすることもできる。このようなことを日々気遣い、表明することが『ここは安全な場所だ』というメッセージになる」。性の多様性に関する肯定的なメッセージを伝え続けることの大切さを訴えていました。(MIG 及川しほ)

私の一冊 ⑱

いの健全国センター 岡村やよい

「中学生から知りたい ウクライナのこと」

この書籍は、2022年3月16日、ロシアのウクライナ侵攻から20日目に、緊急に開催されたライブ配信イベントをまとめたものです。講師は、ポーランド史を専門とする小山哲^{さとし}さんと「食と農の現代史」を専門とする藤原辰史さん。タイトルにある「中学生から」の意味は、「中学生にカジュアルダウンして教える」のではなく、むしろ大人に「習ったことの根本の意味を突きつけるにある」と言っています。

ロシア侵攻が許せないことは大前提にしながらも、そのロシアが傍若無人なことをする道を作って

しまった「大国」の責任はどうか、「他人事ではない」という意味をどういう次元でとらえていくのか、2人の歴史学者が問いかけます。補論では、コロナ禍の戦争が低賃金労働に拍車をかける、プーチンを叩く「正義」が株価をあげる、と経済的な側面にも言及。勢力争いの「地政学」だけでなく、時間の尺度を変えてみると違うものが見え



小山哲・藤原辰史
ミシマ社

インフォメーション

高齢労働者の対策が急務

令和3年 労働災害発生状況

厚生労働省は、5月30日「令和3年の労働災害発生状況」を公表しました。(内容の全体は、厚生労働省ホームページを参照してください)

死亡者・死傷者も増加

死亡者数は前年比65人増の867人と4年ぶりに増加しています。休業4日以上死傷者数も149,918人(前年比18,762人・14.3%増)で平成10年以降最多となっています。なお、新型コロナウイルス感染症罹患による労働災害による死亡者数は89人、死傷者数は13,291人となっています。

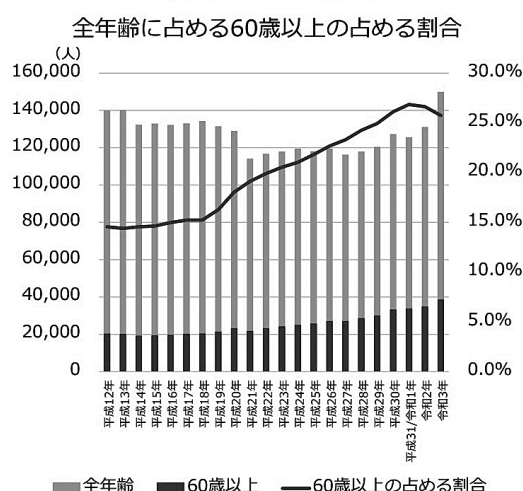
建設業の死亡者数は、平成29年度以降減少傾向にあったが前年比で+30人と大きく増加しています。

また、死傷者数の特徴として、新型コロナウイルス感染症に関するものを除くと「転倒」が最多(前年比2743人・8.9%増)、腰痛などの「同様の反動・無理な動作」が(同1656人・8.7%増)と大きく増加しています。

高齢労働者の労働災害

年齢別では、60歳以上が全死傷者数の約25%を占め、38,574人(前年比3,646人・10.4%増)となっています(グラフ1)。

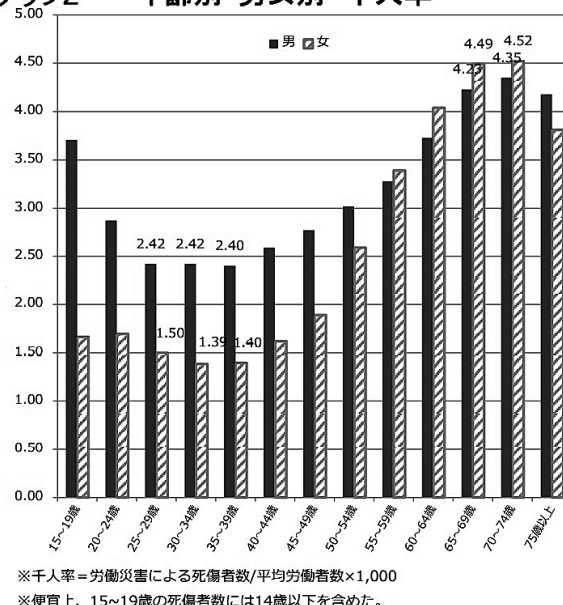
グラフ1 労働災害による死傷者数



雇用者全体の中でも、60歳以上が占める割合は年々増加し、昨年度では15%を超えています

65~74歳の労働災害発生率(千人率)を30歳前後の最小値と比べてみると、男性で約2倍、女性で約3倍となっています(グラフ2)。

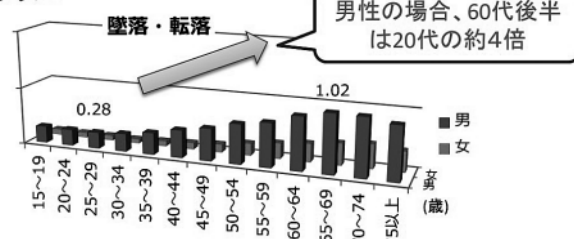
グラフ2 年齢別・男女別 千人率



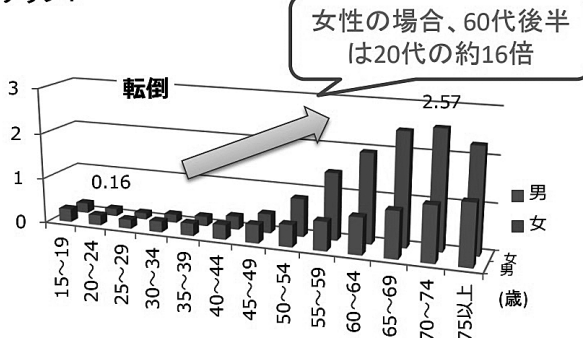
事故の型別

事故の型別を見ると、「墜落・転落」が高年齢になるほど労働災害発生率が上昇し、高齢女性では「転倒」災害が高くなっています(グラフ3、4)。

グラフ3



グラフ4



年齢が上がるにしたがって「休業見込み期間」も長くなっています。60~69歳では「2ヵ月以上」の人が30%を超えています。重点的な労災防止対策が求められています。(編集部)